

中部運輸局
自動車交通部

令和7年5月8日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 本田、古久保、竹中
TEL 052-952-8036

三重地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和7年5月7日、三重県四日市市の株式会社三交タクシーから下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、三重地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に、申請等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者

法人名：株式会社 三交タクシー
住 所：三重県四日市市新正3丁目3番6号

2. 運賃及び料金変更認可申請の概要（普通車申請分）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	1.05kmまで 700円	1.2kmまで 650円

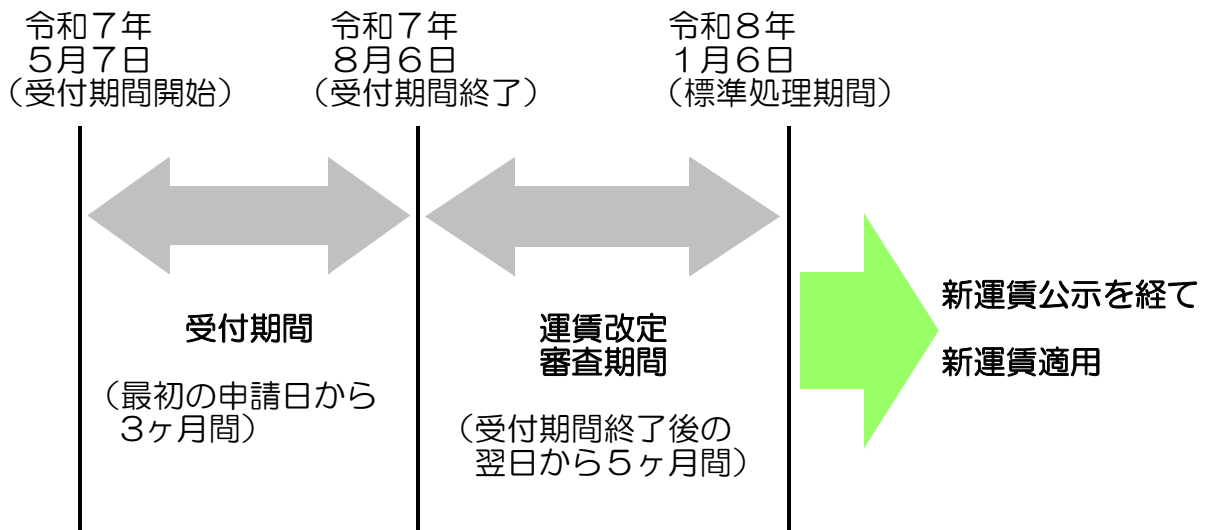
【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	206mまで 100円	227mまで 90円

（※1）三重地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
三重県14市15町のうち、南牟婁郡紀宝町を除く14市14町の地域

（※2）三重地区 事業者数及び車両数（令和7年5月7日現在）
事業者数：43者
車両数：1,084両 ※5割以上＝542両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【三重地区略図】

「三重地区」とは、下地図の黄色部分です。（南牟婁郡紀宝町を除く）

